

淡路広域水道企業団水道事業業務支援システム構築及び運用サービス
提供業務委託に係る公募型プロポーザルによる事業者選定基準

この基準は、公募型プロポーザル方式により、淡路広域水道企業団水道事業業務支援システム構築及び運用サービス提供業務委託の契約候補者を決定するため、参加事業者から提出された業務提案書等の内容を客観的に評価するための基準として示す。

1 評価基準

項目ごとの配点は、次の表のとおり。

業務提案書等の評価基準表（合計 1,000 点満点）

評価項目	配点
業務提案書	410
プレゼンテーション	40
機能要件確認書	450
提案見積金額	100
合 計	1,000

2 審査方法

業務提案書等に記載された内容について、次の審査方法に従い定量化する。

(1) 定性的評価項目における得点化方法

各評価項目については、次に示す 5 段階評価による得点化方法により得点を付与する。

評価	評価の意味合い	得点化方法
A	優れている	配点×1.0
B	やや優れている	配点×0.8
C	普通	配点×0.6
D	やや不十分	配点×0.4
E	不十分	配点×0.2

(2) システム機能要件確認書における得点化方法（450 点満点）

機能仕様書の回答区分により、次に示す得点を付与し、得点の総合計を 450 点満点で補正した点数を評価点とする。

回答区分	評価の判定	得点
A	既存パッケージの標準機能（無償カスタマイズを含む）として対応可	3 点
B	別途代替案（無償）で対応可	2 点
C	カスタマイズ（有償）で対応可能	1 点
D	対応不可	0 点

3 選定方法

- (1) 参加事業者の幅広い経験、知識及び能力等を総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式をもって行う。
- (2) プロポーザル選定委員会は、参加事業者から提出された書類の審査、プレゼンテーションにより、評価点が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、プロポーザルへの参加事業者が1者であった場合にも成立するものとする。ただし、評価点が基準点に満たない等の場合は、選定しないことがある。
- (3) 評価点が同点となった場合は、提案見積金額の低い者を契約候補者とする。提案見積金額が同額であった場合は、くじにて契約候補者を選定する。

4 評価の基準

本プロポーザルの評価は主に、業務に対する理解度、説明能力、意欲、業務提案書の的確性、表現力、独創性、実施手順の妥当性、社員配置の妥当性、提案内容の根拠、解析力等を基準に評価する。

また、提案内容全体としていかに本業務の効率化・費用削減等のために優れた提案がなされているか等の点についても考慮する。

※提案見積金額算定方法（配点：100点）

評価項目のうち、提案見積金額については、次の式にて見積金額を得点化する。

ただし、提案見積金額が、委託業務内容に適合した履行がされない恐れがあるなど低額な場合、応募者に対し見積内容のヒアリング等を行うことがある。

（算定式）

$$\text{得点} = 100 \times \left(\frac{\text{最も低い見積金額（税抜）}}{\text{当該事業者の見積金額（税抜）}} \right)$$

※なお、得点は小数点第2位（小数点第3位を四捨五入）まで算定する。

※算定の際、本業務のデータ抽出に係る費用（仕様書8. データ移行（2）参照）については、見積金額から除く。